

平成25年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成25年6月20日

閉 会 平成25年6月20日

仁 木 町 議 会

平成25年第2回仁木町議会臨時会議事日程

◆日 時 平成25年6月20日(木曜日)午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 諸般の報告 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 報告第1号 | 平成24年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 一般質問 | 介護マークのカード導入を(住吉英子議員)
アレルギー疾患対策について(住吉英子議員)
農業を中心とした活力あるまちづくりについて(大野雅義議員)
本町の農業後継者対策について(野崎明廣議員)
生活保護基準の引き下げについて(上村智恵子議員)
やすらぎの里にふさわしい福祉の充実を(上村智恵子議員) |
| 日程第8 | 議案第1号 | 特別職の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第2号 | 仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第3号 | 仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第4号 | 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第5号 | 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第6号 | 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第7号 | 平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第8号 | 平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結について |
| 日程第16 | 議案第9号 | 平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約締結について |
| 日程第17 | 議案第10号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について |
| 日程第18 | 議案第11号 | 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について |
| 日程第19 | 選挙第1号 | 仁木町選挙管理委員の選挙 |
| 日程第20 | 選挙第2号 | 仁木町選挙管理委員補充員の選挙 |
| 日程第21 | 推薦第1号 | 仁木町表彰審議委員会委員の推薦について |
| 日程第22 | 意見案第7号 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書 |
| 日程第23 | 意見案第8号 | 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書 |
| 日程第24 | 意見案第9号 | 精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書 |
| 日程第25 | 議員の派遣 | |
| 日程第26 | 委員会の閉会中の継続審査 | |
| 日程第27 | 委員会の閉会中の所管事務調査 | |

平成25年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成25年6月20日 午前 9時30分
 閉 会 平成25年6月20日 午後 2時35分

議 長 山下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

1 番 野 崎 明 廣 2 番 住 吉 英 子 3 番 嶋 田 茂
 4 番 宮 本 幹 夫 5 番 大 野 雅 義 6 番 林 正 一
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 横 関 一 雄 9 番 山 下 敏 二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
総 務 課 長	岩 井 秋 男	教 育 長	角 谷 義 幸
財 政 課 長	岩 佐 弘 樹	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川 北 享)
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	渡 邊 司
ほ け ん 課 長	泉 谷 享	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 井 秋 男)
農 政 課 長	川 北 享	監 査 委 員	(宮 本 幹 夫)
建 設 課 長	林 典 克		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 浜 野 崇
 議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成25年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・上村君及び8番・横関君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月12日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項、まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案11件、選挙2件、推薦1件、意見書3件の合計18件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく、一般質問の通告が4名から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告であります。日程第7、一般質問については、通告順に従って住吉議員2件、大野議員1件、野崎議員1件、上村2件の順であります。日程第8から第10の条例制定については、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11から第14の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第15から第16の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第17から18の規約変更については、2件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19から第20の選挙については、指名推選で行います。日程第18・議案第11号終了後、会議を休憩に移し、別室にて協議いたします。日程第21の推薦については、即決審議でお願いいたします。日程第22から第24の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりでございます。日程第25、議員の派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定に基づく議員派遣でございます。派遣内容等については、お手元に配布のとおりでございます。日程第26、委員会の閉会中の継続審査、日程第27、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。平成25年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日6月20日木曜日。会期は、開会が6月20日木曜日、閉会が6月21日金曜日の2日間といたします。

最後に、その他事項といたしまして、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。委員長報告のとおり議事を執り進めることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を、議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日6月20日から6月21日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月20日から6月21日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から例月出納検査報告書、平成25年度第3回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、5月27日開催の平成25年第2回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。5月22日の小樽・後志段階要望運動に引き続き、後志総合開発期成会文教厚生部会の一員として、平成26年度に向けた重点要望事項並びに後志地域の豊かな発展を目指して、5月28日には北海道庁及び管内選出の道議会議員へ、5月30日には中央段階における各関係省庁へと要望運動を実施してまいりました。

次に、北海道町村議会議長会の第64回定期総会が6月5日に京王プラザホテルで開催され、出席をしてまいりました。総会では、平成24年度の会務報告の承認、高速交通ネットワークの早期整備や地域医療体制の充実強化など、各地区議長会提出の議題を採択し、更には町議会の活性化と議会権限の拡充など、15項目についての一般決議、並びに「T P P交渉参加に関する特別決議」「道州制の導入に反対する特別決議」「北海道新幹線の建設促進に関する特別決議」の3件を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認をしてまいりました。議長活動の詳しい内容につきましては、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。以上で私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆様、おはようございます。

本日は、平成25年第2回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては何かとご多忙の中、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、天野農業委員会会長、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長におかれましても、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

初夏の装いととも、本町では農作業の忙しい時期を迎えております。本定例会は、私が町長に就任後、初めての定例会でございますので、今後の町政運営に対する私の所信や基本姿勢などを申し上げまして、町民の皆様、議員の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この度、私は若さと行動力を生かし、町民の皆様とともに町をつくり上げていきたいとの思いから、町

長選挙に立候補し、無投票当選という栄に浴させていただきました。多くの町民の皆様のご支援をいただき、おかげをもちまして仁木町長として町政を担当させていただくこととなりました。私に寄せられました期待と責任の重さを思いますと、本当に身の引き締まる思いでございます。

初めに、第5期仁木町総合計画についてであります。私は平成23年度を初年度として策定したこの総合計画につきましては、町民の皆様からの貴重なご意見・ご提言をいただき、審議会や町議会での慎重な審議を重ねられた計画であり、私の町づくりに対する基本的な考え方にも合致していることから、「果実とやすらぎの里・仁木町」を永遠のテーマとするこの総合計画に沿いながら、魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にする町を目指し、安心、学び、潤い、活力、協働の各分野において、各種施策の展開を図ってまいります。

仁木町は農業の町であります。農業の発展なくして、仁木町の経済が成り立たないことは言うまでもなく、町の医療も福祉も充実させることができないと考えております。私は、町民の皆様には、自ら町を築くという意識を持っていただき、農産物という大きな武器で、一緒に厳しい時代を戦う準備をしていきたいと考え、農業を多角的に発展させる環境づくりに努め、農業所得を倍増させるための計画を練り、戦い抜ける農業をつくってまいりたいと存じます。北国・北海道でサクランボを中心に果実の町として名声が高まり、更においしいトマトの生産地として、全国的に知名度も高まってきております。すべては先人たちのたゆみない研究と努力の成果であります。各種果樹や水稻、野菜など、品質の高い農産物資源を持っている本町であります。それらに付加価値をつけ、道内のみならず全国に向けて発信していくことが農業を発展させ、仁木町経済の振興を図り、未来を担う後継者を育むことに繋がるものと考えます。これからの仁木町の新たな農業の形を目指すため、地元の農業者とともに多くの情報を収集し、共有しながら実現に向けて取り組んでまいります。

また、仁木町は高齢化が深刻になってきており、町内会などと連携して心が通うサービスの実現を目指してまいります。更に、町民の皆様や議員の皆様との対話やコミュニケーションに努め、いろいろな角度からご意見をいただきながら、10年後、20年後のビジョンを描いて、町づくりを進めるため、知恵を絞って全力で取り組む所存でございます。併せて、町職員の意識向上を図り、信頼される役場づくりに努めてまいります。以上、私の町政に対する所信を表明させていただきました。町民の皆様並びに議員の皆様には、一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、後志総合開発期成会中央要望運動について、申し上げます。後志総合開発期成会中央要望運動が5月30日に実施され、本町からは山下議長と私が参加いたしました。最初に、全国町村会館において、北海道東京事務所に対し、後志総合開発期成会会長である宮谷内蘭越町長から要望を行った後、各部会ごとに中央省庁、関係機関及び北海道選出国會議員等へ要望活動を行いました。私は農林部会の一員として、農林水産省において農林部会長である佐々木真狩村長をはじめ部会員とともに、江藤拓副大臣に対し担い手の育成と収益性の高い地域農業の確立、環境と調和したクリーン農業の推進、農山村の生活環境向上のための施設整備促進、新たな食料農業農村基本計画に基づく施策の推進、TPP・WTO・EPA交渉対策、ストックマネジメント（施設の延命化）事業の対象施設拡充（堆肥施設等）森林施設整備などの推進について、要望いたしました。また、道庁北海道対策室では、関係課の担当者に対し要望を行い、現在の状況について、説明を受けたところであります。その後、北海道選出の衆議院議員に対しまして、農林関係要望と併せて北海道新幹線及び高速道路の早期実現と国土交通省北海道局の存続について要望いたしました。

次に、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。余市川クリーンアップ作戦は、平成7年2月9日に仁木町長沢南地区の養豚場から余市川へ汚水が流出する事故があり、余市川下流域にあります余市町旭浄水場が汚染されたことを契機に、余市川流域の自治体等を中心に実施することになったものであり

ます。第1回目は平成7年6月24日に実施され、213名のボランティアによる清掃から始まりました。ここ数年は、大型の不法投棄は少なくなってきており、今年で19回目を迎えました。本年は5月25日午前9時から仁木町ふれあい遊トピア公園で開会式を行った後、参加した497名のボランティアの皆さんが各流域の箇所に分散し清掃活動を行い、本町におきましては、7か所104名によりゴミ1070kgと廃タイヤ3本等を回収し、正午頃には全地区無事故で終了することができました。ボランティアとしてご参加くださいました新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町商工会、後志総合振興局及び余市川土地改良区等の機関・団体、並びになかよしクラブ安心警ら隊、NPO法人銀山さわやか福祉NPOと個人の皆様方にご協力をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。今後におきましても、余市川流域の清掃等環境保全活動につきましては、地域住民、行政及び関係団体が一体となって取り組み、水資源の大切さを自覚し、併せて自然環境保護意識の高揚に努めてまいります。なお、当日午前8時から仁木町役場福利厚生会の会員40名によります仁木町役場庁舎周辺のごみ清掃を実施し、余市川クリーンアップ作戦に参加しております。

以上であります。別途お手元には、平成24年度各会計決算に関する調べ、平成24年度指定管理施設事業報告、平成24年度介護保険利用状況表、平成25年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）、入札結果一覧表（議案第8号・第9号関連）、配水管布設工事位置図（議案第8号・第9号関連）を配布しておりますので、後程ご高覧をお願いします。以上で行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成24年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（山下敏二）日程第6、報告第1号『平成24年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、報告第1号でございます。

『平成24年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』、平成24年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）報告第1号『平成24年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会の本会議においてこれを報告しなければならないことになっております。一般会計でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、事業名は農業体質強化基盤整備促進事業。本事業につきましては、国の平成24年度経済危機対応地域活性化予備費を活用した事業でございます。金額は2175万円、翌年度繰越額2175万円。財源といたしましては、国庫支出金2175万円が未収入特定財源となっております。次に、8款、土木費、1項、土木管理費、事業名・建設等機械整備事業、雪寒機械につきましては、国の平成24年度補正予算を活用した事業でございます。金額は3480万円、翌年度繰越額3480万円。財源といたしましては、国庫支出金1780万円と地方債1650万円が未収入特定財源で、一般財源が50万円となっております。以上、2事業の合計金額は5655万円。翌年度繰越額5655万円。財源内訳といたしましては、国庫支出金3955万円と地方債1650万円が未収入特定財源で、一般財源が50万円となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法第213条及び同法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『平成24年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 一般質問

○議長（山下敏二）日程第7『一般質問』を行います。4名の方から、6件の質問があります。

最初に『介護マークのカード導入を』、『アレルギー疾患対策について』、以上2件について、住吉議員の発言を許します。住吉君。

○2番（住吉英子）外出先や買い物等で、認知症や障害のある方を介護していることを周囲に知ってもらうため、介護中のマークを普及させる取り組みが全国の自治体で広がっております。全国初の介護マークを作成した静岡県では、平成23年4月から県内で配布し、介護者がマークの入ったカードホルダーを首から下げて使用しております。作成に至った経緯は、平成21年7月に行われた静岡県主催の認知症介護家族者との意見交換で、介護家族者から「認知症の妻を介護する男性は、高速道路のサービスエリアで、妻をトイレに連れて行った際、不審者と間違えられ警察に通報されたなど、認知症や障害のある方を異性が介護する場合、周囲から見ると介護しているのかわかりにくく、トイレの介助や下着を購入するときなど誤解や偏見を持たれて困ることから、介護中であることを表示するマークを作成してほしい」という要望でした。その要望に応える形で、介護する方が介護中であることを周知するため、また、在宅介護者を支援する取り組みとして作成されました。少子高齢社会の今、病院などではすべての要介護者を受け入れることは困難であり、また、特別養護老人ホームの入所待ちは全国で40万人と言われております。多くの方は在宅で介護せざるを得ないのが現状であり、国も施設から在宅への方向性を強めております。在宅で介護される方、介護する方がストレスを感じることなく、安心して生活を送るためにも行政からのサービスは欠かせない要件であります。在宅支援推進の一環として、本町でも介護マークのカードを作成し、希望者に配布すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『介護マークのカード導入を』について、質問をお答えします。

介護マークは、介護する方が介護中であることを偏見や誤解を受けることがないように、周囲の方々に理解していただくため静岡県で考案され、平成23年12月に厚生労働省から、その普及についての周知がされているところであります。今日、高齢化の進行等に伴い、介護を必要とする方が増加している中、認知症などの家族の介護を行う方や施設の職員が、ご本人とともに外出する際に、介護マークを着用・表示することは、買い物や公共施設等において、トイレを利用する際など、様々な場面で介護をしていることを周囲の方々に伝え、理解していただく有効な方法であると考えます。北海道においても、介護マークの普及を推進しており、道内では平成24年度中に小樽市、上川管内美瑛町など5市町が取り組みを始めており、平成25年4月時点の後志管内の状況といたしましては、小樽市の他、寿都町、岩内町が取り組んでおります。今後、本町におきましても、このような取り組みが必要と考えますので、導入に向け進めてまいります。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）只今、今後本町におきましても、介護マークの導入に向けて進めてまいりますとのご答弁をいただきました。できれば早い実施をと思うところではありますが、具体的な実施時期についてお伺いしたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ほけん課長から、ご説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（山下敏二）泉谷ほけん課長。

○ほけん課長（泉谷 享）具体的な実施時期についてということのご質問でございますけれども、先行している後志の小樽市、寿都町、岩内町等からですね、実施要領等の資料を参考にいただきながら、早急に取り組んで、今年度中できるだけ早い時期に取り組んでまいりたいとそういうふうに思います。以上です。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）介護マークのカード推進の導入推進と、また、年を重ね住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる本町の町づくりの更なる推進を要望し、質問を終わります。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）『アレルギー疾患対策について』、厚生労働省によると、国民の2人に1人が何らかのアレルギー疾患に悩まされており、このうち花粉症を含むアレルギー性鼻炎は国民の4割以上、アトピー性皮膚炎は1割以上にも上っております。近年は、児童の疾患も増加しており、まさに国民病とも言えるのではないのでしょうか。昨年12月に東京都調布市の小学校で起こった児童の死亡事故については、食物アレルギーを持っていることが認識されながら、なぜ死亡事故が起こってしまったのか、大変残念であります。

また、今年の4月18日に同市で牛乳に対するアレルギーを持つ男子児童が、誤って配られた牛乳を飲んでしまうという事故が起きました。幸い、男子児童にアレルギー反応は出なかったとのことでありましたが、給食によるアレルギー事故は年々増加しております。アレルギー疾患には、ぜんそくや結膜炎などもあります。本町の保育所・小・中学校では、園児・児童・生徒に対し、どのようなアレルギー疾患対策を行っているか、お伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『アレルギー疾患対策について』の質問にお答えいたします。

本町に所在する各保育所・保育園では、入所入園の際に、保護者からの聞き取りを実施し、食物アレルギーについて、各家庭での通院状況や医師からの指示を確認し、職員全員が情報を共有し、一人一人の実態に即した対応に努めております。現在3施設の在籍園児76名中、食物アレルギーのある園児は5名で、アレルギーを起こす食品は卵、牛乳等の乳製品、甲殻類であり、卵料理などは代替え品に置きかえたり、アレルギーを起こす食品を除いた給食を提供しております。各小学校では、1年生、3年生、5年生の保護者から提出いただいているアレルギー疾患を含めた調査票と毎年実施している健康診断結果等の情報を、養護教諭を中心とする教職員が共有して、給食や食物を扱う授業、校外活動時の児童の事故防止に努めているところです。現在2校の在籍児童141名中、食物アレルギーのある児童は3名で、アレルギーを起こす食品は、卵、いくら、トマトであります。各中学校におきましても、全学年で提出いただいているアレルギー疾患を含めた調査票と毎年実施している健康診断結果等の情報を、養護教諭を中心とする教職員が共有して、給食や食物扱う授業、校外研修時の生徒の事故防止に努めているところです。現在2校の在籍生徒91名中、食物アレルギーのある生徒は6名で、アレルギーを起こす食品は、牛乳、エビ、たこ、トマト、バナナ、オレンジ、蕎麦、小麦、人参と様々であります。仁木町学校給食共同調理場でも、毎年4月に各小・中学校に対して、食物アレルギーに関する調査を実施し、食物アレルギーのある児童・生徒の把握に努めるとともに、各学校に対して、献立表以外に給食の詳細がわかる材料表を配布し、アレルギー事故防

止に役立てております。現在、アナフィラキシーに対する緊急補助治療(エピペン)に至るまでの対象者は、おりません。食物以外のアレルギー疾患につきましては、保護者からの聞き取りや調査票、健康診断結果等の情報を職員が共有し、小・中学校においては、財団法人日本学校保健会から発行されている「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」などを活用し、一人ひとりの実態に即した対応に努めてまいります。以上でございます。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）何点かお聞きしたいと思います。

1点目なのですが、児童・生徒から提出いただいているアレルギー疾患を含めた調査票とは、どのような様式のものを使用しているのでしょうか。

次に、本町に所在する各保育所・保育園において、食物アレルギーの対応の答弁では、レベル3除去食材を、レベル4代替え食対応のアレルギー食対応の提供となっております。学校給食での、食物アレルギーのある児童生徒に対しては、レベル1詳細な献立表対応と思いますが、原因食品を除外するのは、調理の段階なのか、また給食を食べるときなのか、どうなのでしょう。

次に、本町では過去5年間に、食物アレルギーによる学校の事故等の報告は、なされているのでしょうか。

次に、食物以外の喘息ですとか、アトピー性皮膚炎の児童・生徒に対しての、どのようなアレルギー疾患対策を行っているのでしょうか。

次に、現在アナフィラキシーに対する緊急補助治療(エピペン)に至るまでの対象はいないとのことですが、食物アレルギーの数は年々増加しており、ショック症状の頻度が高いことから、アナフィラキシーやエピペンの使用について、教職員等の講習会など周知徹底する必要があると思いますが、以上のことについて、お伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）保育所関係につきましては、住民課の方でご説明いたしますので、まず、教育委員会から、ご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（山下敏二）嶋井教育次長。

○教育次長（嶋井康夫）それでは、まず1点目の児童生徒への調査票の様式、どのようなものかというご質問がありました。そちらに関しましては、各学校によって若干様式が異なっております。各学校の方ですと、車酔い、そういうものを調べたり、また体質的なもので、頭痛を訴えているか、熱があるかとかそういうような項目も出ているもの。またアレルギーについて注意してほしい点があれば、学校の方に要望してくださいという記入方式、そういうようなものになっております。

2点目の方の、レベル1という食物除去の部分でございます。こちらの方に関しましては、現在、食物除去というところまでいっている生徒さんは、町内に1名でございます。その1名の生徒さんに関しましては、小麦アレルギーということで、パン、うどん、そういうものが食べられないということでございますので、パン、うどん、そういうものをですね、配る前にそのお子さんには、出していない、提供していないという状況でございます。その他の生徒さんに関しましては、そういう食物除去が必要なレベルまでの方はいらっしゃいません。

3番目の事故報告ですが、私、調べた範囲では過去5年ぐらいの間には、アレルギーに対する事故というものは報告されておられません。

4番目の、食物アレルギー以外のアレルギーの部分でございます。こちらの方に関しましては、現在、町内の保育所・小学校・中学校それぞれに、喘息のお子さん、アトピー性皮膚炎のお子さん、アレルギー性結膜炎のお子さん、アレルギー性鼻炎のお子さんなど、それぞれいらっしゃいまして、保育所・保育園

では喘息1名、アトピー性皮膚炎12名、アレルギー性の結膜炎は0、アレルギー性鼻炎が2名、各小学校においては、喘息8名、アトピー性皮膚炎7名、アレルギー性結膜炎3名、アレルギー性鼻炎が9名、中学校におきましては、喘息2名、アトピー性皮膚炎4名、アレルギー性結膜炎7名、アレルギー性鼻炎12名であります。アレルギー性鼻炎の中には、花粉症等も含まれております。各学校においては、保護者に提出いただいた調査票や家庭訪問等で聞き取りをするなど、そういう中で、要望が出てきたものに対してですね、学校の方で対処する。また健康診断での、医師からの指導がある場合、対応することとしていますが、要望等がない場合は、他の児童生徒と区別せず、対応しているところでございます。アレルギー疾患のための薬等、学校の方ではですね、特別なものは用意してございません。個人の症状に合わせ、医師から処方されたものや、保護者の方が用意したものを使用するようにいたしております。アレルギーの症状が出たときの対応なんですけれども、学級担任が保護者と連絡をとり、必要に応じて養護教諭等と話し合いを持つというような形で取り進めております。また、町長の答弁の中でもございましたが、財団法人日本学校保健会が、文部科学省監修のもとで発行した。学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインという冊子がございます。この中にですね、各アレルギー疾患のことについて、症状または症状が出た場合の対処治療方法と、説明書きがありますので、そういうものを活用しながら、対応するよう学校の方に指示をしているところでございます。現在各学校では特別な対応が必要な、児童生徒さんはおりません。

最後に、アナフィラキシーショック、そういうものに対するアドレナリン、自己注射薬と言われているエピペンというものでございますが、こちらの方ですね、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、現在仁木町でそこまで至る生徒さん、児童の方いらっしゃらないということで、現在こちらの方でそれに対する対応という具体的なものは、今は考えてはおりません。実際にこのエピペンというものは、その対応される児童が病院などに行って処方された場合に出していただけるというものですので、例えばそういうものを必要とする子供さんがいらした場合には、学校に持ってきて、学校で預かるというようなことがあれば、学校の方ですね、保護者の方と協議しながらそういう対応を進めていくということで今考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今教育委員会の嶋井次長の方から、大方の話は回答させていただきましたが、仁木町におきましては、保育園関係につきましては、仁木保育園とそれから大江のへき地保育所、それから銀山のへき地保育所というのもございます。これに関しての給食の提供についてはですね。各施設により違いまして、仁木保育園につきましては、独自で調理場を持ち、またこれに対しての調理員もおります。先ほど嶋井次長の方からお話があったようにですね、調査票というのは、各保育園、へき地保育所については、提出いただいておりますが、入園の際に、それぞれ父兄のほうからですね、過去の病歴であるとか、また、このアレルギーに対してのもの、それから喘息に対してのもの、このようなものを全部聞き取りまして、食事、それから育児に関しての部分についての注意事項をですね。職員が共有して、情報をきちっと持ちながら、対応していくということで、仁木保育園につきましては、在籍は48名でありますけれども、その内、食物アレルギーを持っているのは3名。このお子様たちにつきましては、それぞれ、食事の際、座席の指定のところですね。アレルギーを持っているという内容の表示をし、またのトレイの方についてもですね、アレルギー体質であるということがきちっとわかるように、トレイの色を変えてそれぞれの担当の保育士が対応しております。そういう意味におきましては、卵料理でありますとか、そのようなものについては、代替え品を使ったりですね、そのようなものを保障しているということで、今のところ問題なく、進めております。また、大江へき地保育所につきましては、在籍が15名おきまして、現在のところ、このアレルギーに対しての対象児童はおりません。これに関しても入所時のときにですね、きちっと保育所側と父兄側が、仁木保育所と同じように聞き取りをいたしまして、対応しております。

それから銀山へき地保育所におきましては、アレルギーに対しての児童は2名ということで、1名だけ持病の喘息を持っている部分がありますが、これについては保育の段階で1年1年でありますけれども、体力がつくと同時にですね、このアレルギーに対してのものも、だんだんと薄くなってきています。ただし、毎年これについてはきちっと聞き取りをしながらですね、状況把握をして、これに対しての食物に対して、給食の提出についてはですね、アレルギー食品に関しての食材をすべて除いた上で、提供していただいて、園児に食事をしていただいているというような状況で、3施設それぞれ対応が違う部分がありますが、最善を尽くして、教職員が情報共有しながら進めているという状況でございます。以上です。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）それぞれの対応していただいていることが、よくわかりました。

いろいろな調査票が独自でつくられているようですけれども、ガイドラインの中に、学校生活管理指導表、アレルギー疾患用というのがありますので、そういうものも活用されるとさらに有効かなとも思います。その点については、どうでしょうか。

○議長（山下敏二）嶋井教育次長。

○教育次長（嶋井康夫）只今住吉議員の方から、ガイドラインの中にあります学校生活管理指導表そういうものを活用してはどうかという貴重なご意見いただきました。私もその表、見させていただきまして、この中には非常に細かくですね、いろいろなもの、対応方法、また、保護者からの聞き取りができるような形になってございます。こういうものをですね、今後、より一層、学校の方で活用していただくように指導していきたいと思っております。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）今、住吉議員の方からですね、ガイドラインに沿った、調査の関係と色々と、ご教示いただきました。

東京調布市で、起きた事故というものの内容については、ご承知かと思っておりますけれども、除去した給食の他に、給食が残っていて、お替わりする方はおりませんかと子供に言ったときに、お替りするその給食の残りについては、除去していない給食だったんですね。それで、そのアレルギーを持っているお子さんが私食べたいですと言って食べて事故を起こしたという部分でございます。

つまり、その辺の学校関係もそうですけれども、情報共有していても、実際に目が行き届かない部分で、今回悲しい事故が起きたという部分でございます。

仁木町においては、先ほど次長から申しましたように、小麦アレルギーでパンまたうどん等食べられないお子さんがおりますけれども、うちの栄養教諭、そして学校の養護教諭また保護者の方、当該生徒、教育委員会も入りまして、その代替えをつくるだけのですね、給食センターでは設備を持っていないということで、ご家庭の協力を得まして、おにぎりを持参していただいと、当然その間、パンを出しておりませんし、小麦のものについては提供しておりませんので、年度末にその分については、給食費のその分についての、差額を返還しているところでございます。

平成20年に文部科学省から出されました、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというものがございます。このガイドラインに示されている内容を給食センター、また、各小中学校にその徹底を更に図りまして、このような悲しい事故が起きないようにですね、教育委員会として指導していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山下敏二）住吉君の本件に対する質問は、既に3回目になりました。仁木町議会会議規則第54条ただし書きにより、特に発言を許します。住吉君。

○2番（住吉英子）園児、皆さんの対応していただきまして、園児、児童、生徒が、安心・安全に保育所ですとか学校生活を送ることができるよう、さらにアレルギー疾患対策の取組を要望して質問を終わります。

す。

○議長（山下敏二）次に、『農業を中心とした活力あるまちづくりについて』以上1件について、大野議員の発言を許します。大野君。

○5番（大野雅義）質問の前にちょっと一言だけ。先日、広報を見ましたが、町長、入籍されたということで、非常におめでとうございます。余分でございます。

では、質問に入ります。『農業を中心とした活力あるまちづくりについて』仁木町における農業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況でございます。第5期仁木町総合計画では、果樹・水稲・野菜を中心とした生産基盤の更なる充実、クリーン農業や循環型農業の推進、環境に優しい安全性の高い農業の展開、遊休農地の活用、担い手の育成と収益性の高い地域農業の確立などの取り組みが示されております。

また、農業を中心として、商業・地場産業・観光などの複合的な展開を図り、産業の関連性を強化し、地域内の経済波及効果を高める仕組みづくりなどにより、活力ある町づくりを推進していくことに取り組むということになっております。

ところで、新聞報道によりますと、佐藤町長は「新たな形の農業を目指す」ということで、新たな農業を目指すということを宣言しておりますが、第5期の仁木町総合計画を踏襲した上で、具体的にどのような政策を持って、農業の振興と町づくりを推進していくのかをお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『農業を中心とした活力あるまちづくりについて』の質問にお答えいたします。

農業の振興とまちづくりにつきましては、私の町づくりに対する考え方と合致していることから、基本的には第5期仁木町総合計画を踏襲するとともに、新たな取り組みとして、次の事項に取り組んでまいりたいと考えております。

1点目といたしまして、仁木町の安全で安心な農産物の付加価値の向上と道外や海外に向けての発信であります。具体的には、有名レストランへの食材としての提供、テレビショッピングでの販売、北海道産品の海外における評価や販路拡大の支援を行っております。北海道国際輸送プラネットホーム事業を活用した海外展開への取り組み等により、「仁木ブランド」の育成・確立を図ってまいりたいと考えております。

2点目といたしましては、農業者自らが生産物販売や余剰農産物や規格外を活用した商品開発等、6次産業化を推進できる環境づくりに努め、儲かる農業の実現を目指してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、農業関係者の皆様と十分協議を持った中で、本町の基幹産業であります農業を中心とした活力ある町づくりを推進してまいり所存でございます。以上です。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）町長の答弁の中に1点目として、北海道国際輸送プラネットホーム事業という言葉が出てきましたけども、この事業というのはどういうことで、管内ではどこの、どっかの町村がやっている事業なんですか。まず、それからお伺いいたしたいと思えます。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）その件につきましては、北海道国際輸送プラネットホーム事業の詳細につきましては、農政担当課長からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）北海道国際輸送プラネットホーム関係でございますけども、これにつきましては北海道産の輸出拡大、物流活性化を図るため、冷蔵・冷凍貨物の小口輸送サービス商取引マーケティング等の課題を解決し、北海道産品を直接かつ安定的に輸出できる仕組みということでもあります。それで、この事業につきましては、国際物流を通じた道産品輸出促進研究会、これは札幌大学と北海道開発局で進めております。具体的な内容でございますけども、香港、シンガポール、台湾向けにまず、サンプル輸送、

農産物等のサンプルを決められた量、サンプルとして、香港、シンガポール、台湾の方に送付するものです。そこで、そのサンプルにつきましては、そちらの飲食店、決められた数、その送った分だけの飲食店の方に送付されます。

それでこれにつきましては、僅かな費用でカタログ作成、輸出関連手続等も経費の中に含まれておりますので、直接単独で個人だとか、企業が行う場合、渡航費等かなり莫大な経費がかかるんですけども、費用はわずかな分で済むという利点があります。それで、サンプル送付後でございますけども、その飲食店の方でアンケート調査だとか、その結果報告もこの研究会で、担当しております。それで各飲食店からの注文の取り組み等も行ってくれるということです。それで商談が成立しますと、台湾、香港、シンガポールの納品先まで、北海道のどこからでも冷凍・冷蔵で1箱15kgの段ボールなんですけども、台湾、香港ですと9000円、シンガポールですと1万5000円と低価格で配送されるという仕組みであります。このような仕組みを利用して検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山下敏二）答弁漏れないですか。川北農政課長。

○農政課長（川北 享）失礼しました。管内での状況ですけども、この件につきましては、小樽開建の方からもお話があった部分でありまして、管内で今のところ取り組んでいるという話は聞いておりません。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）新しい事業という理解でよろしいですか。であれば、昨年台湾からですね、台北の事務局の人とか来てくれてですね、仁木の産物をそちらでも、またはその観光についても、台湾の人方を仁木にぜひということで、ある農園の方で我々議会としても、その対応をした経過がございます。そういう経過もあった中で、新しいものを次から次へとやっていくのがいいのか、昨年のことについては、その後どうなったのか、どう対処したのか、これについては誰か、農政ですか、そういう何か、企画ですか。そういうのもあったと思うんですけども、その後の経過は何かございますか、ありませんか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の農政議員の質問にお答えしたいと思います。

昨年7月に台湾の方から、札幌に駐在している代表の方をお呼びいたしまして、仁木町内の観光農園で、仁木町の産物等々についてですね、ご説明をし、懇談をした経過がございます。

その後の対応につきましては、民間サイドでというような取り扱いのこともございまして、町としては状況については、その後の状況については、把握してないということでございます。説明は以上でございます。

○5番（大野雅義）以上で今回の私の質問は終わります。

○議長（山下敏二）続いて、『本町の農業後継者対策について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。野崎君。

○1番（野崎明廣）それでは、私の方から、仁木町の農業者対策につきまして、ご質問をさせていただきたいと思っております。

我が国の少子高齢化問題は、推計によると平成37年には4人に1人以上が高齢者となり、年少人口は総人口の12%まで減少されると言われております。町の人口数は、仁木町の交付税、算定基準ともなっており、人口を維持し、人口減少を抑制することは、今後の福祉・医療・教育などの計画の推進の上で、重大な問題だと思われまます。第5期仁木町総合計画では、平成32年の目標人口を3500人としており、産業の活性化やインフラ整備を行い、積極的な新たな町民転入者の受け入れを強化するとされております。

また、農業の振興に関する基本方針、主要施策として、他産業からの、新規就農者も含め、次代の担い手を積極的に確保するとともにすぐれた経営感覚や技術を持った意欲ある後継者の育成に努めてまいりますとされております。佐藤町長は、総合計画の中で課題としている人口減少に関する施策として、農業後

継者対策・新規就農者対策について、町長としての具体的な、方策をお伺いしたいと思います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）『本町の農業後継者対策について』の質問にお答えいたします。

人口減少問題に対する施策についてであります。雇用の場となる地場産業が少なく、農業を基幹産業とする本町にとって農業後継者対策・新規就農者対策は重要なものと受けとめております。

新規就農者につきましては、人口増加や遊休地の解消が図られるよう平成21年から農地の下限面積を0.1haに緩和するなど、次代の担い手となる就農者だけではなく、定年退職者など、多様な人材が参入しやすい仕組みとしたところであります。

今後も、1人でも多くの就農者を迎え入れることができるよう、パンフレットやホームページ等によるPR、後志農業改良普及センター北後志支所や新おたる農業協同組合等の関係機関と連携した就農相談や研修先の紹介等、一層の確保に努めてまいります。

また就農後におきましても、関係機関が一体となったフォローアップの実施等、後継者や新規就農者が安心して就農できる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）只今の答弁につきまして、3点ほどに分けてご質問をしたいと思います。お伺いをしたいと思います。

1点目ですけれども、農業後継者対策についての、質問における具体的な、方策がちょっと見られない。どのようなお考えをされているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目ですけれども、平成21年農地下限面積が0.1haに実施されましたが、現在における本町の新規就農者は何人ほど就農されているのか。管内または近隣の状況としては、どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

3点目ですけれども、新規就農者に対し、就農後において、関係機関が一体となり、フォローアップの実施等と書いてあります。関係機関とは、どのような関係機関なのか。実施されているフォローアップについて、お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）1点目につきまして、農業後継者対策についてありますが、野崎議員がおっしゃいましたとおり、今現段階では、どのような対策を練っているかっていう部分に対する明確なものはございません。これから、後継者対策を考える上でですね、今この町にいる後継者の方々、そして、農業にかかわるの方々含めてですね、皆様とともに、これからの農業についてどうあるべきか、これから、私が先ほど申しました儲かる農業をするには、いったいどのような方法がいいのかっていうのはですね、皆様とともに、意見を交わせる、そういう場を必要だと私は思っています。その件に関しましては、早急に私はいくつかの場を設けてですね、これからの農業について語れる場を図っていきたいというふうに考えております。

2点目、3点目につきましてはですね、農政課長の方からご説明申し上げます。

○議長（山下敏二）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）新規就農の状況でございますけれども、平成22年0.1haに下限面積が設定されて以降でございますけれども、昨年度まで、就農、農地を購入または賃貸借して、就農を始めた方は、17名おります。管内等の状況ですけれども、ちょっと数字的にはわかりませんが、余市町はそれなりの新規就農者は入っていると思われまして、うちの町につきましては、0.1haに下限面積を設定したということで、家庭農園的に農業を行うような方も入っております。中でも小さい面積で、約ほんとは1反ちょっと1200数十㎡というような方も入っております。3反以下よく3反以下っていうんですけれども、3反以下の人数でいいますと、4軒ですね。17軒のうち4軒が3反以下で、就農しているという状況であります。

それと3点目でございますけども、関係機関一体となったフォローアップ、町としては総合的にフォローアップしていくわけですが中でも、技術指導につきましては、後志農業改良普及センターの北後志支所。現在もいろいろ指導していただいておりますけども、引き続き指導してもらいたいと思いますし、農協につきましては、営農指導も引き続き行っていただきたいと思いますと考えております。総体的にフォローアップを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（山下敏二）ちょっと待ってください。野崎君の本件に対する質問は、これで制限回数の3回目になります。質問の要点をまとめて発言を願います。また、町執行者側も質問に対して、簡素明瞭に答弁を願います。野崎君。

○1番（野崎明廣）それでは最後にちょっと、後継者・新規就農者が、安心して就農できる体制づくり、先ほども町長が証明されていた内容なのかなという感じがしております。その点について、再度お聞きしたいと思いましたが、先ほどの内容の中で、まだ管内の状況がわからないというような点がありますので、自主的に後で自分の方にも、教えていただければと思います。私の質問は、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。11時5分まで休憩をとります。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

一般質問を続行します。『生活保護基準の引き下げについて』『やすらぎの里にふさわしい福祉の充実を』以上2件について、上村議員の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）『生活保護基準の引き下げについて』年収200万円以下のワーキングプアが6年連続で1000万人を超えるなど、貧困問題が深刻化する中、生活保護利用者が増加しています。政府は「生活保護費の増加が財政を圧迫している」と言いながら不正受給問題などを利用したバッシングを強めています。生活保護基準が引き下げられた場合、町民生活へどのような影響があるのかお伺いいたします。また、政府は影響を受ける各種制度のうち、就学援助・保育料減免・児童養護施設等運営費については、「できる限り影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とする」としていますが、それも含め、本町にどのような影響があるのかお伺いいたします。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）「生活保護基準の引き下げについて」の質問にお答えいたします。

「生活保護基準が引き下げられた場合、町民生活へどのような影響があるのかお伺いします」についてであります。政府は過去最多を更新する生活保護費のうち、食費や光熱費にあてられる「生活扶助費」の基準額を、本年8月1日から見直し、引き下げることにいたしました。これにより、生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年までの3か年程度をかけて段階的に実施するものであります。町民生活への影響であります。生活保護を利用されている町民の皆様には、生活扶助費の減額という影響は勿論、働いている方の最低賃金の額も生活保護基準と連動されておりますので、その額も引き下げられ、給与所得も減少することが危惧されます。影響を受ける各種制度のうち、個人住民税の非課税限度額を参照している制度につきましては、平成25年度において影響はありませんが、平成26年度以降におきましては、国の税制改正の議論を踏まえて対応することとなっております。また、町村が実施する低所得世帯向けの減免制度の多くは、生活保護基準が引き下げられることにより、これらの減免制度の適用基準額も下がりますので、今まで減免制度を利用できていた低所得世帯の中には、これらの制度を利用できなくなる状況も発生してまいります。本町におきましては、子育て支援短期利用事業、健康診査費用及びインフルエンザ

予防接種の自己負担、高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成等への影響が懸念されますが、今後も国や道の動向を注視し、就学援助、保育料減免、児童養護施設等運営費と同様に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応してまいります。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）今年度8月1日から、生活扶助費が段階的に引き下げられていくわけですが、その内訳は、食費や光熱費といったこれから値上げされていく大事な部分です。皆さんの中には、生活保護費を利用している人が、働かずに国からお金をもらっているように見る人もいるでしょうが、そういう人はほんの一握りです。仁木町では、年金が低過ぎて、食べていけない、病院にもかかれないという人が多いんです。わずかの保護費を年金を差し引いてもらっているんです。今回問題にしたいのはこの引き下げによって起こる低所得者への影響であります。今述べられたほかに、国民健康保険税の減免、国民健康保険一部負担金、町営住宅家賃、障害福祉サービス利用者負担金、介護保険料、養護老人ホームの入所要件など、さまざまところに影響が出てきます。個人住民税の非課税限度額の基準額が下がることにより、今では減免制度を受けていたのに、受けられなくなれば、死活問題です。生活保護を受けないで、低い賃金で子育てしているところでは、保育料や就学援助など影響が出ては困るのです。町長は、できる限りその影響が及ばないよう対応しているということなので、26年度に向けて、ぜひ影響の出る世帯を把握し対処できるよう、検討してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員のおっしゃるとおりですね、これから影響が及ぼされるだろう、今まで保護を受けていた低所得者世帯の方々含め、これからの状況、シミュレーションを立てながらですね、町として全力で把握して住民の方々含め、これまで以上の住民サービスができるように努めてまいります。検討しております。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君の本件に対する質問はこれで、制限回数3回目になります。質問の要点をまとめて発言願います。また、町執行者も質問に対し、簡潔明瞭に答弁願います。上村君。

○7番（上村智恵子）今の件につきましては、町長がサービス低下しないように検討してくれるということなので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります、『やすらぎの里にふさわしい福祉の充実を』改定介護保険法と新たな介護報酬制度が施行されて1年がたちました。利用者は生活援助の時間削減など、新たな制度による利用制限で、日常生活に影響を受けている状況にあります。仁木町では、改定前に「時間区分変更を行わない」との答弁がありましたが、現在までに制度の改定は行われたのでしょうか。小樽市では、訪問介護事業所にアンケート調査なども行っていますが、仁木町では利用者の実態を把握しているのでしょうか。平成24年度から地域支援事業に介護予防・日常生活支援総合事業が加わりました。総合事業は、市町村の判断で、要支援1・2の方を介護保険から外し、NPOやボランティアなど、多様な担い手を活用して行うサービスに、移行することが可能となります。制度改定に伴い、自治体が行う、介護予防事業・包括的支援事業・任意事業を支援する地域支援事業費は、平成25年度の国家予算が19億円減となりました。今後、国はますます地方に「高齢者支援」を丸投げしてくるでしょう。このような状況の中、今後の高齢者福祉を推進する上で、社会福祉協議会の役割が非常に重要になると考えられます。現在の社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る専門機関として位置づけられているにもかかわらず、行政や制度・政策によって、対応が困難なサービスを提供するという、緩衝的かつ補完的な機能にとどまっています。社会福祉協議会と町の位置づけを見直し、お互いの協力関係のもと、地域福祉活動を推進することが、より良い福祉サービスを実現するために重要だと考えられます。社会福祉協議会を単なる事業所として位置づけるのではなく、行政と共に福祉施策を構築する良きパートナーとして、連携を密にする必要があると考えます。仁木町は「果実とやす

らぎの里」をキャッチフレーズにまちづくりを実施しております。やすらぎの里にふさわしい福祉の充実が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）「やすらぎの里にふさわしい福祉の充実を」についての質問にお答えいたします。

1点目の「仁木町では、改定前に「時間区分変更を行わない」との答弁がありました。現在までに制度の改定は行われたのでしょうか」についてであります。改定介護保険法と新たな介護報酬制度の施行に合わせ、本町におきましても、「仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定」につきまして平成24年度各会計予算特別委員会での慎重な審査を経て、平成24年第1回仁木町議会定例会におきまして、可決していただいたところであります。同条例の第3条第1号では、軽度生活支援事業の事業内容及び対象者を、第5条第1号では、利用料等を規定しておりますが、厚生労働省が示す「生活援助の報酬区分・行為ごとの平均サービス提供時間」を勘案したところ、利用頻度の高いサービスの標準的な所要時間は30分から40分程度で完了できることから、1時間未満に改定したものであります。本条例につきましては、平成24年4月1日から施行しているところですが、その後の改正はございません。

2点目の「小樽市では、訪問介護事業所にアンケート調査なども行っていますが、仁木町では利用者の実態を把握しているのでしょうか。」について申し上げます。現時点において、本町では、町内の居宅事業所等にアンケート調査を実施しておりませんが、介護支援専門員（ケアマネジャー）や各事業所と連携を図り、状況把握をしながら、利用者へのサービスの質が低下しないように努めているところであります。

3点目の「やすらぎの里にふさわしい福祉の充実が必要と考えますが、町長の見解をお伺いします」につきましては、私も今後の仁木町の高齢者福祉を推進する上で、社会福祉協議会との協力関係を強固なものにしていくことが、重要であると考えております。仁木町社会福祉協議会の目的として、「仁木町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る」とあります。この実現に向け、諸問題・課題につきましては、町と社会福祉協議会が共に検討し、解決に向けて取り組むことが、地域福祉の推進を図る上で必要不可欠なことだと考えます。私はこの町に住んで本当によかったと思えるまちづくりが必要だと思いますので、議員各位のご支援、ご協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）1点目、2点目についてであります。第5期介護保険事業で、他の市町村では、30分以上60分未満が20分以上45分未満になって、お年寄りとお話する時間がなくなった。洗濯、食事の支度も途中で時間切れになるなど、利用者に使いつらくなったと不満が多く出ておりましたので、再度確認したところ。仁木町では、1時間以内と条例で定めてあるということなので安心しました。

3点目では、幾ら連携を図っていくといってもやはり正職員の導入が必要なのではないでしょうか。仁木町も最初は町の職員が入っていましたが、いつの間にか嘱託と臨時ばかりになってしまいました。他の町村でも町の職員が入っていますし、京極町では町の職員は入っていないものの、何人もの専門正職員が入っていて、定期的に町とミーティングを行い、密な福祉政策をやっているそうです。仁木町職員も財政難から嘱託職員が多くなってしまいました。やはり力を入れていくなら正職員を入れるべきだと思いますが、この点町長はどう考えますか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）貴重なご意見ありがとうございます。

社会福祉協議会と町との関係はこれからもですね、お互いに協力し合いながら、進めてまいり所存でございます。そして正職員を入れるという要望に関しましても、一度検討して前向きに考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）ぜひ前向きに考えてくれるということなので、やはり事務職員がきちんと正職員でいるということがね、安定した福祉協議会の役割を果たせる元になると思いますのでね、その点よろしくお願いいたします。今後の改定では、要支援1、2は介護保険から外されたり、介護施設入所は要介護3以上にするなどとしています。国はますます自助自立を謳ってきますが、仁木町のような家族で農業をやっていくためにはやはり町の力が必要になってきますので、やすらぎの里にふさわしい町づくりのために、今後町長の考えを町づくりのために進めていってほしいと思って、私の発言としたいと思います。質問を終わります。

○議長（山下敏二）以上で、一般質問を終わります。

日程第8 議案第1号

特別職の給与の特例に関する条例の制定について

日程第9 議案第2号

仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第10 議案第3号

仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（山下敏二）日程第8、議案第1号『特別職の給与の特例に関する条例の制定について』ないし、日程第10、議案第3号『仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について』以上3件を一括議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号から第3号を一括提案させていただきます。それでは、議案第1号でございます。『特別職の給与の特例に関する条例の制定について』、特別職の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第2号『仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について』、仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について』、仁木町職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）議案第1号『特別職の給与の特例に関する条例の制定について』、議案第2号『仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について』、議案第3号『仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について』、以上3件につきましては関連がございますので、一括説明させていただきます。

この度の条例制定に至った経緯並びに趣旨について、申し上げます。国では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復興財源に充てるため、平成24年度と25年度の2年間、国家公務員の給与削減措置を行っております。本年1月28日、総務大臣から平成25年度地方公務員の給与に関し、国家公務員と同様の削減、若しくは国家公務員と地方公務員の給与を比較するための指標でありますラスパイレス指数を100以下に削減するよう要請があり、また、これに伴い本年7月から給与削減を前提とした、改正地方交付税法と平成25年度の国の予算が成立したところであります。このことから、本町では給与水準を国家公務員に合わせるため、平成25年7月1日から平成26年3月末までの9か月間、1級及び2級の職員については3%、

3級から6級まで職員については6%給与削減を行い、併せて町長、副町長、教育長の特別職についても6%、それぞれ給与の削減を行うものであります。

それでは、議案第1号『特別職の給与の特例に関する条例』から順に説明申し上げます。制定条例の1ページをお開き願います。特別職の給与の特例に関する条例。第1条では、給料の支給月額の特例を定めているもので、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の特別職の給料支給月額について、100分の6を減じるというものであります。第2条では端数計算について定めているもので、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てを行うことを規定しているものであります。附則は施行期日の定めであり、平成25年7月1日から施行するというものであります。この度の条例制定によりまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日の間、町長の給料月額は63万6000円から59万7840円に、3万8160円の減額。副町長の給料月額については56万2000円から52万8280円に、3万3720円の減額になります。

次に、議案第2号『仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について』、ご説明申し上げます。制定条例の1ページをお開き願います。仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例、第1条では給料の支給月額の特例を定めているもので、議案第1号と同様に平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給料支給月額について、100分の6を減じるというものであります。第2条では端数計算について定めているもので、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てを行うことを規定しているものであります。附則は施行期日の定めであり、平成25年7月1日から施行するというものであります。この度の条例制定によりまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、教育長の給料月額につきましては、52万4000円から49万2560円の3万1440円の減額になります。

次に、議案第3号『仁木町職員の給与の特例に関する条例制定について』ご説明申し上げます。制定条例の1ページをお開き願います。仁木町職員の給与の特例に関する条例第1条第1項では、給料の支給月額の特例を定めているもので、議案第1号及び議案第2号と同様に、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における一般職の給料について2級以下の職員は100分の3を、3級以上の職員は100分の6をそれぞれ減じるというものであります。第2項は特例期間における休職者の給料月額について定めているもので、休職者についても第1項で規定する支給減額率に基づき算出した額により支給ということの規定しているものであります。第3項は55歳を超える職員の給与について、読み替え規定されているものでございます。第2条では端数計算について定めているもので、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てを行うことを規定するものであります。附則は施行期日の定めであり、平成25年7月1日から施行するというものであります。議案第1号から議案第3号までの条例制定に伴う平成25年度予算への影響額につきましては、全会計合わせまして特別職及び一般職の給料額で979万5000円、共済費で215万3000円がそれぞれ減額となります。また、改正地方交付税法に基づき、給与削減分として2360万円の交付税が削減されますが、本町における過去の給与及び職員数の削減努力が反映され算定される地域の元気づくり推進事業費として2145万円が増額となり、今回の給与削減に係る交付税影響額といたしましては、215万円の減額になると試算しているところでございます。

なお、特別職の給与改定につきましては、仁木町特別職報酬等審議会条例に基づき、特別職報酬等審議会を開催し、妥当である旨の答申を受けていることを申し添えます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）一括議題、3件の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。

職員の給料引き下げなんですけれども、管内の状況がわかればお知らせください。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）管内の状況につきましては、まだ未確定ということで、今回6月定例会に上程さ

れている町村もあれば、ないところがございますので、今こちらの方でおさえてる段階での答弁をさせていただきたいと思っております。まず、やらないと言っている町村が、寿都町と泊村と余市町の3町でございます。余市町につきましては、ラスパイレス指数がもう既に100を割っているという状況でございますので、国からの要請には応える必要がないというものでございます。あと、他の町村につきましては、後志管内その他の町村につきましては、すべてが実施する方向で動いているというものでございます。あと、小樽市につきましては、今日の新聞報道にも出ておりましたとおり、組合との交渉が今のところうまくいっていないということで、今定例会に提案できるかどうか微妙なところだということで情報は得ております。他の町村で国の示しているとおりにやるという町村も数町村ございまして、積丹町と赤井川村は国どおりにやると。あと、他の町村につきましてはですね、ラスパイレス指数100を目指して、削減をするという部分でございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これより議案ごとに討論・採決を行います。それでは、議案第1号『特別職の給与の特例に関する条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号『特別職の給与の特例に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『特別職の給与の特例に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号『仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)

○議長（山下敏二）日程第11、議案第4号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)』を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは議案第4号でございます。『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)』、平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正を謳っておりまして、歳入歳出それぞれ4575万2000円を追加し、予算の総額を29億2412万9000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の金額は第1表で表しているものでございます。第2条は債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表・債務負担行為によるものでございます。第3条は地方債の補正でございます。地方債の変更は第3表・地方債補正によるものでございます。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第4号『平成25年度一般会計補正予算(第2号)』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正 歳入でございます。13款、使用料及び手数料から21款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計4575万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を29億2412万9000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、議会費から13款、諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、3ページにあります。歳出合計額に補正額の合計4575万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を29億2412万9000円とするものでございます。

次に4ページ、第2表・債務負担行為でございます。戸籍総合システム導入委託業務につきましては、平成26年度までの2か年業務となることから、あらかじめその内容を予算に定めておくものでございます。期間は平成26年度まで、平成26年度の限度額を4189万5000円とするものでございます。

次に5ページ、第3表・地方債補正、1. 変更でございます。防火水槽設置事業につきましては、施設用地購入に係る経費50万6000円を本補正予算の歳出で計上しており、その財源として過疎債を50万円追加し、借入限度額を1520万円とするものでございます。これにより、平成25年度の借入限度額合計を2億1970万円から2億2020万円に変更するものでございます。

次に7ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に8ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳は国・道支出金が2507万円、地方債50万円、その他財源53万8000円、一般財源が1964万4000円とそれぞれが増となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。歳入でございます。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、2目、民生使用料につきましては、新たによいち保育園への1名の広域保育所入所がありましたので、その使用料41万3000円を追加するものでございます。

次に10ページ、14款．国庫支出金、1項．国庫負担金、1目．民生費国庫負担金につきましても、1名分の広域入所措置費負担金4万6000円を追加するものでございます。2項．国庫補助金、目を新設し、4目．総務費国庫補助金1300万円の追加につきましては、J-アラート自動起動装置の整備に係る防災情報通信設備整備事業交付金の交付決定を受け、新たに追加するものでございます。

次に11ページ、15款．道支出金、1項．道負担金、1目．民生費負担金につきましても、1名分の広域入所措置費負担金2万3000円を追加するものでございます。2項．道補助金、1目．総務費補助金につきましては、土地利用規制等対策事業交付金の交付決定により、1000円を追加するものでございます。4目．農林水産業費補助金、北海道青年就農給付金事業補助金につきましては1人当たり150万円、8名分の1200万円を新たに追加してございます。

次に12ページ、19款．1項．1目．繰越金につきましては、平成24年度一般会計繰越金の額の確定により、1964万4000円を追加するものでございます。

次に13ページ、20款．諸収入、5項．4目．雑入につきましては、非常勤職員1名の採用予定に係る社会保険料3000円及び大江1丁目地内の送電線の線下にある支障流木補償費12万2000円、合わせて12万5000円を追加するものでございます。

次に14ページ、21款．1項．町債、5目．消防債につきましては、先ほど5ページの地方債補正で説明した分でございます。

続きまして15ページ、歳出でございます。1款．1項．1目．議会費につきましては、8節．報償費がイラスト描画謝礼2000円の追加、2節．給料及び4節．共済費が今回の条例改正に伴う給与削減による減で、合わせて39万5000円の減額でございます。次ページ以降、2節．給料及び4節．共済費の減額につきましては、すべて給与削減に伴う人件費の減となっております。

次に16ページ、2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費につきましては、人件費401万3000円の減額でございます。4目．財産管理費につきましては、11節．需用費から17節．公有財産購入費までが防火水槽設置事業に係る施設用地購入経費、計50万6000円の追加、17ページの18節．備品購入費に乗用草刈機購入費104万8000円の追加、合わせて155万4000円を追加するものでございます。5目．企画費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項．徴税費、1目．税務総務費は人件費58万7000円の減額でございます。3項．1目．戸籍住民登録費につきましては、人件費32万4000円の減額及び18ページにまいりまして、13節．委託料に戸籍総合システム導入委託料472万5000円を新たに追加し、合わせて440万1000円を追加するものでございます。なお、本委託業務は2か年契約を予定しており、先ほど4ページで説明した債務負担行為を設定してございます。

次に19ページ、3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費につきましては、2節．4節の人件費が33万6000円の減額、8節．報償費に4万円の追加、11節．需用費に食糧費1万4000円の追加及び、13節．委託料に仮称大江地区コミュニティセンター建設工事基本設計委託料336万円の追加、合わせて307万8000円を追加するものでございます。2目．老人福祉費は、人件費43万7000円の減額でございます。

次に20ページ、5目．国民年金事務費につきましても、人件費24万5000円の減額でございます。6目．後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者特会繰出金47万6000円の減額でございます。2項．児童福祉費、4目．保育所費につきましては、1名分の広域入所負担金55万3000円の追加でございます。

次に21ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費につきましては、人件費106万7000円の減及び国保特会繰出金266万3000円の減、合わせて373万円を減額するものでございます。2目．老人保健推進費につきましては、退職予定の非常勤職員に代わる臨時職員の採用を予定しており、賃金の差額分3万6000円を減額するものでございます。

次に22ページ、4目．環境衛生費につきましては、北後志衛生施設組合の平成24年度負担金精算により、

不足額221万1000円を追加するものでございます。5目. 上水道費につきましては、簡水特会繰出金166万5000円の減額で、これは簡水特会の前年度繰越金の増等によるものでございます。

次に23ページ、6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費は、人件費25万4000円の減額、2目. 農業総務費につきましても、人件費52万1000円の減額でございます。3目. 農業振興費1200万円の追加につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました青年就農給付金8名分を新たに追加してございます。6目. 農道整備事業費につきましても、人件費21万1000円の減額でございます。

次に24ページ、7目. 農用地再編開発事業費につきましては、フルーツパークにきのボイラー修繕に係る指定管理委託料29万円の追加でございます。

次に25ページ、7款. 1項. 商工費、1目. 商工総務費につきましては、人件費7万円の減額でございます。

次に26ページ、8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費につきましては、人件費44万3000円の減額と、ふれあい遊トピア公園の遊具及びテニスコートフェンスの支柱修繕にかかる修繕費124万7000円の追加で、合わせて80万4000円を追加するものでございます。2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費につきましては、人件費22万9000円の減額でございます。

次に27ページ、4項. 住宅費、1目. 住宅管理費につきましても、人件費21万4000円の減額でございます。

次に28ページでございます。9款. 1項. 消防費、2目. 水防費につきましては、使用不能となった水防用ガソリンの廃棄手数料2万5000円の追加でございます。3目. 災害対策費につきましては、1368万3000円を追加するものでございます。内訳としましては、報償費に講師謝礼1万円を追加、需用費に消耗品及び燃料費20万6000円を追加。使用料及び賃借料にコピー使用料及びゼンリン地図複製利用料として25万4000円を追加。次ページ、18節. 備品購入費に防災情報通信設備整備事業として、J-アラート自動起動装置整備費1300万2000円を追加、その他備品として21万1000円を追加するものでございます。

続きまして30ページ、10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費につきましては、人件費90万3000円の減額でございます。2項. 小学校費、1目. 学校管理費につきましては、銀山小学校特別支援教育支援員1名の配置が、新たに必要となったことによる非常勤職員賃金70万1000円の追加でございます。

次に31ページ、4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費につきましては、人件費23万8000円の減額でございます。5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費につきましても、人件費6万1000円の減額、3目. 学校給食費につきましても、人件費26万7000円の減額でございます。

次に32ページ、13款. 諸支出金、1項. 基金費、2目. 減債基金費につきましては、予算調整により2100万4000円を積み立てるものでございます。

33ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。19ページの大江地区のコミュニティセンターなんですけれどもね、これに関してこの地区の人たちとどういうものをつくるかとか、そういう協議っていうのは行わないでこれを委託してしまうんでしょうか。そこのところ、お願いします。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今の上村議員のご質問でございますけれども、今回これに計上させていただきました基本設計委託ということでございまして、今後でありますけれども、当然これは議会の方で認めていただけるようになりまして、当然地元の方に行きまして、今後のコミュニティーのあり方、今現在建

っております生活改善センターとそれから、へき地保育所がございます。これについての今後どういう姿であるべきかという、こういうものをですね、地元の皆さんに相談させていただいて、こういう形、予算とか色々ありますので、そういう形をまず今年のこの基本設計の中につくりまして、明年、平成26年以降につきましましては実施設計と、27年度事業の中ではこの建設するという形で、今年度この部分の地元の方ですね、ご理解をいただいて、簡単にいいますと青写真みたいなものをつくりまして、来年実施設計に移していきたいと、そういうことで考えています。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）立ち会える地元の人というのは、範囲とか決まっています、組織を作ってそういう設計を考える会みたいなふうにしていくのか、どういうものでやっていくのかっていうことをお聞きたいんですけども。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）これにつきましては、平成22年12月28日付によりまして、大江の連合町内会会長名と大江地区5町内会会長の連名によりまして、大江地区コミュニティセンターの建設の要請書が参っております。まず、この部分でですね、大江町内会連合会、それから各町内会の部分とですね、まず相談をさせていただいて、どういう関係の方が集まっていたいでですね、進めることが一番よろしいのか、そういうことを話し合いのもとにですね、決めながら、組織が必要であれば組織も住民の方に集まっていたくというような形でですね、後戻りしない、きちんとした目で見えて、建設していきたいということを考えています。以上です。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）26ページの修繕費なんですけれどもね、ふれあい遊トピアのテニスコートの柵ということなんですけれども、このテニスコートはどのくらい使われているのかわかれば教えて欲しいんですけども。そして、柵はどのような柵をつくっていくのか。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問でございます、テニスコートの使用状況につきましては、ちょっと手元に資料ございませんので、後ほどご説明させていただきたいと思います。今回テニスコートの支柱の修繕について計上させていただきましたが、施設の点検をしたところですね、老朽化がありまして、テニスコートのフェンスの支柱が腐食により切断されている状況がございます、直営により修繕をしていきたいというものでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）他にありませんか。嶋田君。

○3番（嶋田 茂）3番、嶋田。19ページのコミュニティセンターの建設に関してのご質問をさせていただきます。これを建てるにあたってですね、建ちました、維持管理、また、維持管理をするのに、町が出して維持管理するのか、また収益性の上がるコミュニティセンターを建てるのか、その辺教えてください。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今の嶋田議員のご質問でございますが、ここにおきましては大江の生活改善センター、また、保育所につきましては、指定管理の部分で行っております。当然会館使用料でありますとか、いろいろな収入の部分でございますが、これにつきましても今後の中です、行政が町に出されておりますので、これに沿った形でですね、地元と打ち合わせをいたしまして、どのようにしていくのか。そういうことを今年1年間検討させていただいて進めるといようなことで、今の現状といたしましては、生活改善センターとへき地保育所の部分の使用につきましては指定管理で進めておりますので、その分を尊重して進めていきたいということを思っております。以上です。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）先ほどの上村議員の質問でございます。テニスコートの利用状況でございますが、平成24年度の資料でございますが、5月から10月までの使用期間で261名の方の利用となっております。平成24年度の数字でございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）上村君、よろしいですか。門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）ご質問の中で収益性があるかということにつきまして、大変申し訳ありません。この分につきましては、現在、生活改善センターの使用料徴収でありますとか、また、へき地保育所の徴収の関係についてもございますので、こういう方向で徴収の関係も考えています。以上です。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）それですね、町で今まで建てたものは、建てて町が管理しているという部分が多かったんですよ。しかしですね、これからの時代は、町で建てても収益性のある建物を建てなければ、町がやっぱり財政難の多い市町村が多いんです。その辺、また他とは違ったことを考えて、設計でもそういうシミュレーションして、考えてやってほしいんですが、その辺考えてもらえますか。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の嶋田議員の質問に関しましてはですね、今後地域住民の皆様と一緒にですね、話し合いをした結果、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山下敏二）よろしいですか。他に質疑ありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。16ページの消防関連用地のことでちょっと聞きたいんですけど、以前にですね、消防の防火水槽を寄贈してもらったり、土地もですね、寄贈してもらったりしてやってきた結果、まあいろんなことがありまして、後ほど土地を購入したようなこともありました。それですね、聞きたいのはですね、多分これからは土地を取得して、防火水槽を建てていくと思うんですけども、現在、防火水槽が建っている土地すべて、町有地で土地が登記されているのか、いないのか。その辺1点、お聞かせください。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。手元にちょっと資料ございませんので、お答えできない状況でございますので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の横関君の質疑に対する答弁を求めます。鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）午前中にございました仁木町内の防火水槽の関係での質問に対するお答えが済んでおりませんので、ここで説明をさせていただきたいと思っております。現在、仁木町内の防火水槽につきましては34基ございまして、そのうち27か所が町有地でございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）34基のうち27基が町有地ということですが、それではですね、あとの7基についてはどういう対処の仕方をしているのか、教えていただきたいと思っております。なぜかという点ですね、以前にも町道6番線に絡んで寄附してもらったところを更にね、町で町道を買って上げていたということもありますので、その7基についてはどういうふうに対処しているのか、その辺のことをご回答願いたいと思っております。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問に対して、お答えしたいと思います。町有地以外の7か所につきましては、その土地をお借りしているというものでございまして、そのうち1か所は有料でございまして、残り6か所につきましては無償でお借りしているというものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）今のご答弁であります、1か所有償と言ったか。それで、あと6か所で無償でということとなっておりますけども、これ1か所については、どこが有償で借りているのか。それと、あとの6か所、これは無償ということですけども、この無償の中でですね、どういう形をもって借りているのか。例えば、役場と個人の方かちょっとどういうことかわかりませんが、きちんとですね、無償で何年間借りるといような契約のもとで借りているのか。そして、この1か所有償というのは、どういうことがあって有償と言っているのか。その辺、詳しくご回答ください。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の質問でございますが、現在把握しているのは1か所有償ということで、銀山地区でございます旧桜ヶ丘団地の付近の防火水槽1か所有償ということで聞いております。残り6か所については無償でということで、期間については担当として把握しておりません。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）4回目になりますが、仁木町議会会議規則第54条ただし書きにより、特に発言を許します。横関君。

○8番（横関一雄）今の管理者の答弁ですと、いつまでかという把握をしていないというそのことですね、これ個人の問題では構わないという言い方は失礼なのかもしれませんが、役所と個人の貸し借りの中で、なぜ今まできちんとですね、念書で、念書といったらおかしいですが、契約をして、きちんと例えば10年なら10年、20年なら20年という形、正式なものをね、なぜやらないのでしょうか。この1か所は有償と言っておりますけども、これはどういう理由があって有償になっているのか。4回目の質問になりますので、この辺詳しくですね、納得できるような答弁でお返ししたいと思います。よろしく願いします。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

休 憩 午後 1時05分

再 開 午後 1時20分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の横関議員の質疑に対する答弁が残っております。鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）お時間をいただき、ありがとうございます。横関議員の質問に対するお答えをしたいと存じます。貸借している土地や用地についての質問でございます。7か所のうち1か所有償であって、その内容についてのご質問ございました。1か所につきましては、西町3丁目地内にある防火水槽でございまして、北後志消防本部と土地の貸借契約を結んでおります。これについては5年に1回見直しをされているというふうに聞いております。また、残り6か所の無償の貸借の部分につきましても、同様に契約をしているものでございまして、契約期間につきましては目的に供する期間まで、すなわち防火水槽が存在するまでという契約内容になっているものでございます。説明は以上でございます。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）時間をおかけして、大変申し訳ございません。現存する防火水槽のうち土地を貸借している箇所についてはですね、状況の確認をこれから行いまして、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山下敏二）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号

平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山下敏二）日程第12、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』、平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正を謳っておりまして、歳入歳出それぞれ16万7000円を減額し、予算の総額を2億6550万6000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の金額は第1表で表しているものでございます。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第5号『平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款・繰入金及び5款・繰越金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計16万7000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億6550万6000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款・総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額16万7000円を減額し、補正後の歳出合計額を2億6550万6000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款・国民健康保険税から6款・諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款・総務費から6款・予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳は一般財源が16万7000円の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。4款・繰入金、1項・2目・一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金の額の確定及び人件費の減に伴い、266万3000円を減額するものでございます。

次に6ページ、5款・1項・1目・繰越金につきましては、前年度繰越金の額の確定により、249万6000円を追加するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、人件費16万7000円を減額するものでございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号

平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二）日程第13、議案第6号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第6号でございます。『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』、平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正を謳ってありまして、歳入歳出それぞれ69万7000円を減額し、予算の総額を6億1359万7000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の金額は第1表で表しているというものでございます。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第6号『平成25年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金及び4款、繰越金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計69万7000円を減額し、補正後の歳入合計額を6億1359万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費及び2款、施設費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計69万7000円を減額し、補正後の歳出合計額を6億1359万7000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款．総務費から4款．予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳は、一般財源が69万7000円の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款．繰入金、1項．1目．一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金の額の確定及び人件費の減に伴い、166万5000円を減額するものでございます。

次に6ページ、4款．1項．1目．繰越金につきましては、前年度繰越金の額の確定により、96万8000円を追加するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費につきましては、人件費34万8000円の減額でございます。

次に8ページ、2款．1項．施設費、1目．施設管理費につきましても、人件費34万9000円を減額するものでございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長（山下敏二）日程第14、議案第7号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第7号でございます。『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』、平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正を謳っておりまして、歳入歳出それぞれ18万8000円を減額し、予算の総額を6154万8000円とするものであります。第2項につきましては、補正後の金額は第1表で表しているというものでございます。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第7号『平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。3 款．繰入金及び4 款．繰越金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計18万8000円を減額し、補正後の歳入合計額を6154万8000円とするものでございます。

次に2 ページ、歳出でございます。1 款．総務費及び2 款．後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計18万8000円を減額し、補正後の歳出合計額を6154万8000円とするものでございます。

次に3 ページ、事項別明細書、歳入でございます。1 款．後期高齢者医療保険料から5 款．諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4 ページ、歳出でございます。1 款．総務費から4 款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳は、一般財源が18万8000円の減となっております。

次に、5 ページをお開き願います。歳入でございます。3 款．繰入金、1 項．一般会計繰入金、1 目．事務費繰入金につきましては、前年度繰越金の額の確定及び人件費の減に伴い、47万6000円を減額するものでございます。

次に6 ページ、4 款．1 項．1 目．繰越金につきましては、前年度繰越金の額の確定により、28万8000円を追加するものでございます。

次に7 ページ、歳出でございます。1 款．総務費、1 項．総務管理費、1 目．一般管理費につきましては、人件費25万7000円の減額でございます。

次に8 ページでございます。2 款．1 項．1 目．後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、出納整理期間中に入った平成24年度分保険料に係る後期高齢者医療広域連合への本年度納付金6万9000円を追加するものでございます。

9 ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号

平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結について

○議長（山下敏二）日程第15、議案第8号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結について』を議題とします。

林君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。
 暫時休憩します。

休 憩 午後 1時38分

再 開 午後 1時38分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

議案第8号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結について』の議事を続けます。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第8号でございます。『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結について』、平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法、（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記、1. 契約の相手方、阿部・北悠・小田・林経常建設共同企業体、代表者、小樽市緑1丁目5番1号、阿部建設株式会社、代表取締役 中野豊。2. 契約金額、9817万5000円（うち消費税及び地方消費税分467万5000円）でございます。3. 工期につきましては、自・平成25年7月1日、至・平成26年2月28日でございます。

なお、詳細につきましては、林建設課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第8号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結』につきまして、ご説明いたします。工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、本工事の予定価格が1億2000円となっておりますので、今定例会に上程しております。

お手元の配水管布設工事位置図、1ページをお開き願います。青色の線で塗られてる箇所に配水管を布設する工事であります。主な工事内容につきましては、東町の町道11路線の路肩に直径75mmのダクタイル鋳鉄管18m、直径75mmの塩化ビニール管1481m、直径40mmから75mmのポリエチレン管3297mの計4796mの配水管を布設する工事となっております。

お手元の入札結果一覧表、1ページをお開き願います。指名業者につきましては、記載されております5経常建設共同企業体と単体業者5社の計10社を指名しておりましたが、伊藤組土建株式会社より6月5日付けで入札辞退の申し出がありましたので、9社により6月14日午前10時から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目の入札において、阿部・北悠・小田・林経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては9350万円でありまして、この金額は、入札書比較価格9524万円に対しまして、98.17%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、9817万5000円であります。予定工期につきましては、平成25年7月1日から平成26年2月28日までとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。金額とかそういう問題じゃないんですけども、ここの配置図を見させていただきました中にですね、凍結防止管が入っておりますね、一部。それで、次のことにもちょっと入るんですけども、これ南町で凍結防止管が入っていないのに、東町の部分的な凍結防止管、これはど

うという理由で凍結防止ということなので、凍結を防止するということなんでしょうけども、これがここに入っていて、南町に入っていないというのは、どういうわけで謳っているのか。そして、凍結防止管がメーター数でいくと40.8mと28.4mで短いですけども、どこ部分にこの凍結管っていうのを入れるんでしょうか。その1点だけお聞かせください。

○議長（山下敏二）林建設課長

○建設課長（林 典克）この凍結防止管はですね、橋梁にですね、添架するところにですね、する管でありまして、通常の管は土の中にですね、埋設しますけども、橋梁の添架のためにですね、使う管であります。以上であります。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時46分

再 開 午後 1時47分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第16 議案第9号

平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約締結について

○議長（山下敏二）日程第16、議案第9号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約締結について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第9号でございます。『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約締結について』、平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記、1. 契約の相手方、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体、代表者、虻田郡京極町字京極568番地、株式会社櫻組 代表取締役 櫻 貢。2. 契約金額、1億1550万円（うち消費税及び地方消費税分550万円）でございます。3. 工期につきましては、自・平成25年7月1日、至・平成26年1月31日でございます。

なお、詳細につきましては、林建設課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）林建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第9号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約締結』につきまして、ご説明いたします。工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、本工事の予定価格が1億1820万9000円となっておりますので、今定例会に上程しております。

お手元の配管布設工事位置図、2ページをお開き願います。青色で塗られてる箇所に配水管を布設する工事であります。主な工事内容につきましては、南町地区の国道5号及び町道平内浅堀線の路肩に直径75mmから150mmのダクタイル鋳鉄管1380m、直径40mmと50mmのポリエチレン管1021mの計2401mの配水管を布設する工事となっております。

お手元の入札結果一覧表、2ページをお開き願います。指名業者につきましては、記載されております5経常建設共同企業体と単体業者5社の計10社を指名しておりましたが、伊藤組土建株式会社より、6月5日付けで入札辞退の申し出がありましたので、9社により6月14日午前10時10分から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目の入札において、櫻・宮本・高橋・長内経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては、1億1000万円でありまして、この金額は入札書比較価格1億1258万円に対しまして、97.71%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、1億1550万円であります。予定工期につきましては、平成25年7月1日から平成26年1月31日までとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議について

日程第18 議案第11号

北海道市町村総合事務組合格約を変更するための協議について

○議長（山下敏二）日程第17、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議について』及び、日程第18、議案第11号『北海道市町村総合事務組合格約を変更するための協議について』、以上2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号から第11号を一括提案させていただきます。

それでは、議案第10号でございます。『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第11号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）岩井総務課長。

○総務課長（岩井秋男）議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』、議案第11号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』、以上2件につきましては関連がありますので、一括説明させていただきます。

この度の規約変更に至った経緯、並びに変更趣旨について申し上げます。深川市妹背牛町、秩父別町及び沼田町が共同で設立した一部事務組合の北空知圏学校給食組合が、北海道町村議会議員公務災害補償等組合並びに北海道市町村総合事務組合に新規加入することに伴い、両組合の規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

それでは、変更規約について説明いたします。議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について』、ご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧願います。別表1中、「広域紋別病院企業団」の次に「北空知圏学校給食組合」を加えるものであります。附則につきましては、施行期日の定めであり、この規約は地方自治法第186条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものであります。

続きまして、議案第11号『北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について』、ご説明申し上げます。新旧対照表をご覧願います。別表第1中、「北空知総合振興局(34)」を「北空知総合振興局(35)」に改め、「空知中部広域連合」の次に、「北空知圏学校給食組合」を加え、別表第2第9項中、「空知中部広域連合」の次に、「北空知圏学校給食組合」を加えるものであります。附則は施行期日の定めでありまして、この規約は地方自治法第186条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）一括議題、2件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時00分

再 開 午後 2時15分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第19 選挙第1号 仁木町選挙管理委員の選挙

○議長（山下敏二）日程第19、選挙第1号『仁木町選挙管理委員の選挙』を行います。

仁木町選挙管理委員は、平成25年6月27日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条第1項の規定により、委員4人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、先に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。仁木町選挙管理委員には、芳岡 廣君、小野 義春君、木村 雄二君、新藤 勲君、以上の方を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名しました方を、仁木町選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今、指名しました芳岡 廣君、小野 義春君、木村 雄二君、新藤 勲君、以上の方が、

仁木町選挙管理委員に当選されました。

日程第20 選挙第2号 仁木町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（山下敏二）日程第20、選挙第2号『仁木町選挙管理委員補充員の選挙』を行います。

仁木町選挙管理委員補充員は、平成25年6月27日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条第2項の規定により、補充員4人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、先に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。仁木町選挙管理委員補充員には、第1順位・菅 敦君、第2順位・兼重隆幸君、第3順位・滝上 馨君、第4順位・山本幸子君、以上の方を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した方を、仁木町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今指名しました、第1順位・菅 敦君、第2順位・兼重隆幸君、第3順位・滝上 馨君、第4順位・山本幸子君、以上の方が順序のとおり、仁木町選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第21 推薦第1号 仁木町表彰審議委員会委員の推薦について

○議長（山下敏二）日程第21、推薦第1号『仁木町表彰審議委員会委員の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、推薦第1号でございます。

仁木町表彰審議委員会委員の推薦について。仁木町表彰審議委員会委員 水田 正は、平成25年2月27日議員を辞職したので、仁木町表彰条例第4条第2項の規定に基づき、仁木町表彰審議委員会委員として、議会議員1名の推薦を求める。平成25年6月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

本件につきましては、仁木町表彰条例第4条第2項の規定に基づき、欠員となっている委員1名につきまして、議員の中からご推薦をお願いするものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間となっておりますので、推薦決定のあった日から議員任期であります平成27年8月9日までとなっております。委員のご推薦について、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

本件については、先の協議において1名の議員を推薦することに決定しております。事務局長から報告させます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）報告をいたします。議会から推薦する議員は、林議員でございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）お諮りします。局長報告のとおり、推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、推薦第1号『仁木町表彰審議委員会委員の推薦について』は、林君を推薦することに決定しました。

日程第22 意見案第7号

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第22、意見案第7号『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の11ページです。

意見案第7号『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書』、上記意見を別紙のとおり提出する。平成25年6月20日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、12ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 意見案第8号

介護サービスから軽度の高齢者分離に反対する意見書

○議長（山下敏二）日程第23、意見案第8号『介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の13ページです。

意見案第8号『介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書』、上記意見を別紙のとおり提出する。平成25年6月20日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、14ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第8号『介護サービスから「軽度の高齢者」分離反対する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第9号

精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第24、意見案第9号『精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の15ページです。意見案第9号『精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成25年6月20日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、16ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第9号『精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第9号『精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議員の派遣

○議長（山下敏二）日程第25、『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成25年6月27日札幌市で開催される北海道町村議会議員議長会主催の議員研修会へ全議員を、8月21日倶知安町で開催される後志町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、それぞれ派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成25年6月27日の札幌市での研修会に全議員を、8月21日の倶知安町での研修会に全議員を、それぞれ派遣することに決定しました。

日程第26 委員会の閉会中の継続審査

○議長（山下敏二）日程第26、『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

上村議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第27、『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時32分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。平成25年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

今定例会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の格別のご審議のもとご可決賜り、衷心より感謝とお礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様からいただきましたご意見・ご提言などにつきましては、今後の町政に当たりまして、これを十分尊重させていただき、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

さて、国政では来月に参議院選挙が控えておりますが、今回の選挙は、日本の育成、地方の未来を決め

る大事な選挙になると言っても過言ではありません。私も首長の1人として、しっかりと国政の流れと向き合いながら、どのような状況下でも揺るがない町政運営に努めてまいります。

結びに、議員の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、また、これから暑い日が続く中、くれぐれも健康にはご留意いただき、今後とも町政発展のために、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成25年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦勞様でした。

閉 会 午後 2時35分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成25年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成25年6月20日（1日間）
 （開会～午前9時30分 / 閉会～午後2時35分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成24年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	H25.6.20	報 告
議案第1号	特別職の給与の特例に関する条例の制定について	H25.6.20	原案可決
議案第2号	仁木町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について	H25.6.20	原案可決
議案第3号	仁木町職員の給与の特例に関する条例の制定について	H25.6.20	原案可決
議案第4号	平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)	H25.6.20	原案可決
議案第5号	平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	H25.6.20	原案可決
議案第6号	平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	H25.6.20	原案可決
議案第7号	平成25年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	H25.6.20	原案可決
議案第8号	平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区東町配水管布設工事請負契約締結について	H25.6.20	原案可決
議案第9号	平成25年度仁木町統合簡易水道事業仁木地区南町配水管布設工事請負契約締結について	H25.6.20	原案可決
議案第10号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について	H25.6.20	原案可決
議案第11号	北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について	H25.6.20	原案可決
選挙第1号	仁木町選挙管理委員の選挙	H25.6.20	当 選
選挙第2号	仁木町選挙管理委員補充員の選挙	H25.6.20	当 選
推薦第1号	仁木町表彰審議委員会委員の推薦について	H25.6.20	推 薦
意見案第7号	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書	H25.6.20	原案可決
意見案第8号	介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書	H25.6.20	原案可決
意見案第9号	精神障がい者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書	H25.6.20	原案可決